

不耕作農地の有効活用

(1) 目標 農業振興地域内の不耕作農地（作付していない農地）の発生を防止するとともに、10年間で4,000haを解消

(2) 取組の方向

① 農業への積極的活用

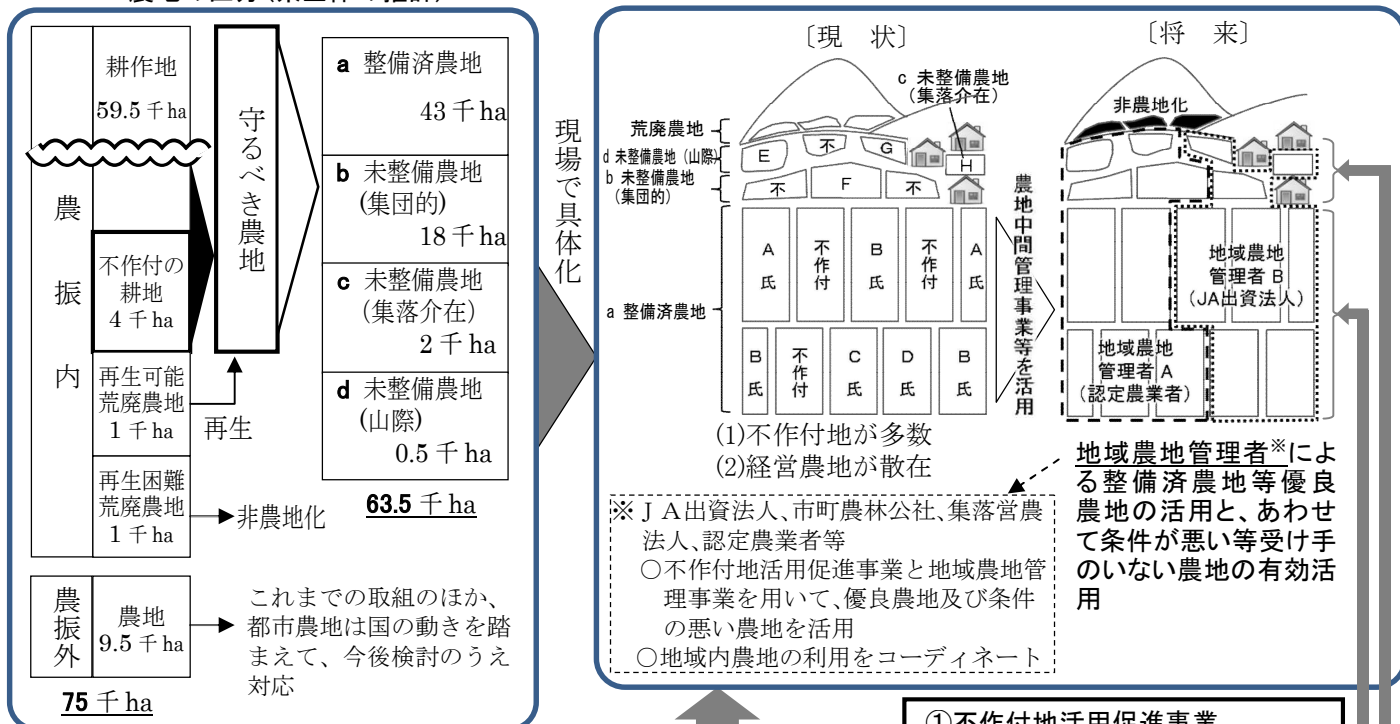
認定農業者等の規模拡大にあたり、農業用機械の導入や、就農者の早期育成を支援

② 守らなければならない農地の有効活用

受け手がいない農地の有効活用を図るため、農地の長期活用にあたっての取組や、施設・機械の導入、人材確保に対して支援

(3) 施策内容（集積・集約化による農地のフル活用）

農地の区分（県全体の推計）



① 不作付地活用促進事業
ア 農業用機械の導入支援
イ 就農者の早期育成
ウ 経営管理への指導・支援

② 地域農地管理事業
ア 農地活用への支援
イ 栽培や放牧に必要な資材・機械等導入支援
ウ 人材確保への支援

① 不作付地活用促進事業

- ア 規模拡大するための農業用機械等の導入[㊦]（事業主体：地域農地管理者）
イ 地域の農地を担う新規就農者の確保・育成に係る研修を実施[㊧]（事業主体：兵庫県農業会議）
ウ 労務管理や経理事務等の知識・ノウハウを習得するため、農業法人へ経営の専門家を派遣[㊨]（ 〃 ）

② 地域農地管理事業（事業主体：地域農地管理者）[㊩]

- ア 新規作物の導入等による農地の長期（10年間）活用
イ 機械の導入及びハウスの設置、放牧柵や鳥獣害防止柵等の設置
ウ 新規作物の生産・販売等を行うための人材確保

③ モデル地域[※]の特別支援 [㊪]

- ア 農地利用に係る地図化（事業主体：市町・J A等）
農地区分や農地利用の検討に必要な地図システムへの入力作業等を実施
イ システム構築の促進（事業主体：県）
地域の話合いや農地の有効活用の取組を促進する囑託員を設置

※小学校区単位を基本に設定。
〔実施期間：3年、H29～31〕

農地ナビシステム
(Web サイト上で、農地の権利・位置情報を閲覧)

ア 農地利用に係る地図化支援

イ システム構築の促進（話合いの支援）

③ モデル地域への特別支援

活用